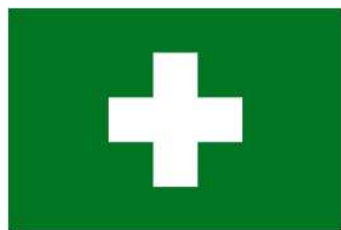


令和元年度 全国労働衛生週間（第70回）



準備期間

9月1日～9月30日

本週間

10月1日～10月7日

主唱 京都労働局・各労働基準監督署

協賛 (公社)京都労働基準協会
(一社)京都府医師会
(一社)京都府歯科医師会
建設業労働災害防止協会 京都府支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 舞鶴港分会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会
(一社)日本ボイラ協会 京滋支部
(一社)日本クレーン協会 京都支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会 京都支部
(一社)京都府溶接協会
京都府採石公災害防止連絡協議会
(公社)日本作業環境測定協会 京滋支部 京都分会
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 京都支部
京都衛生管理者会
京都産業保健総合支援センター

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、**今年で第70回を迎えます。**

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、平成30年の定期健康診断結果報告における有所見率は、57.0%を占め、全国値（55.5%）を上回っています。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%（全国値）、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%（全国値）にとどまっています（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想されます。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくありません。

また、労働安全衛生法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務化され、平成30年7月には望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立し、令和2年4月に完全施行が予定されています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

スローガン 健康づくりは **人づくり** みんなでつくる **健康職場**

をスローガンとして全国労働衛生週間（裏面の「事業場の実施事項」参考）を展開し、事業場においては、労働衛生意識を高め、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いします。



全国産業安全衛生大会での労働衛生関係の見どころ、聴きどころとしては、「労働衛生管理活動」、「ダイバーシティ」、「化学物質管理活動」、「メンタルヘルス・健康づくり」等の分科会がありますので、労働衛生業務に関係される方々に是非、ご参加いただきますよう併せて、ご案内いたします。

事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

1 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

2 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における京都産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 京都産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
 - c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

(イ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等

(ロ) 受動喫煙対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

(ハ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成31年3月28日付け基発0328第29号、健発0328第1号、職発0328第32号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、京都産業保健総合支援センターによる支援の活用

(ニ) その他の重点事項

- a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく以下の対策の実施
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
 - (a) WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (d) 救急措置の事前の確認と実施
- c 事務所や作業場における清潔保持
労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置

イ 労働衛生3管理の推進等

ウ 作業の特性に応じた事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

上記イ～エの実施事項詳細は、厚生労働省のホームページから「令和元年度全国労働衛生週間実施要綱」と検索して参照願います。